

議案第73号

史跡妻木晩田遺跡復元建物実施設計に伴う損害の賠償に係る和解について

次のとおり史跡妻木晩田遺跡復元建物実施設計の瑕疵に伴う損害の賠償に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

東京都千代田区 企業

2 和解の要旨

平成19年度史跡妻木晩田遺跡妻木山地区復元建物実施設計業務委託の成果物に瑕疵があり、それに基づいて施工された平成20年度史跡妻木晩田遺跡妻木山地区等復元建物建設工事の再施工により、県に生じた損害について、和解の相手方は、損害賠償金1,151,850円を県に支払うものとする。

3 事件の概要

和解の相手方が県に納入した委託成果物に瑕疵があったことにより、復元建物の基礎コンクリートの解体及び再設置等の損害が生じた。

については、県は和解の相手方に対し当該工事の再施工に要する費用を負担させることにより、和解しようとするものである。